



18 独評第 74 号
平成 18 年 8 月 31 日

独立行政法人農薬検査所
理事長 山口 勇 殿

農林水産省独立行政法人評価委員会
委員長 松本 聰



独立行政法人農薬検査所の平成 17 事業年度における業務実績の
評価結果について

このことについて、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 3 2 条
第 3 項の規定に基づき、別添のとおり業務実績の評価結果を通知する。



独立行政法人農薬検査所 平成17年度業務実績評価シート

[中期目標・中期計画の各項目ごとの評価]

(◎大項目、○中項目、◇小項目、□細項目、■微項目)

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	評価指標及び評価方法等	事業年度報告及び特記事項	評価
				<p>【平成17年度における農薬を巡る情勢と農薬検査所の対応】</p> <p>平成17年度は農薬取締法改正の影響を受け、①マイナー作物に対する経過措置期限であったことから適用拡大にかかる申請が急増したほか、②前年に引き続き登録検査時における有効成分毎の総使用回数の調整を実施した。また、施行を翌年に控えた残留農薬基準のポジティブリスト制の導入に係る技術的支援をはじめ、国の施策に対する技術的支援を行いつつも、前年度をはるかに上回る登録検査を終了した。</p> <p>なお、農薬の登録検査期間についてみると、我が国の農薬リスク評価体制の強化や農薬取締法改正に伴う派生業務や検査項目の増加などの影響があったものの、一部を除き目標を達成することができた。</p>	
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<p>◎業務運営の効率化 指標＝各中項目の評価結果</p> <p>A：「○農薬の検査」がA以上かつ他の中項目がB以上 B：次のいずれかに該当する場合 ①「○農薬の検査」がA以上かつ他の中項目のいずれかがC以下 ②「○農薬の検査」がB ③「○農薬の検査」がC以下かつ他の中項目のいずれかがA以上 ④「○農薬の検査」がSかつ他の中項目のいずれかがA以上 C：「○農薬の検査」がC以下かつ他の中項目がB以下</p> <p>(※) ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。下位の評価項目が設定されている場合は、当該項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすること</p>		A

			<p>ができる。</p> <p>また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。下位の評価項目が設定されている場合は、当該項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>		
<p>1 農薬の検査</p> <p>近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、農薬の品質の適正化及び安全性の確保に資するため、その検査の質を確保しつつ、検査業務の効率化を図ることにより、従来の検査内容について1申請当たりの検査期間^(※1)を5%削減する。</p> <p>(※1) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。</p>	<p>1 農薬の検査</p> <p>近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、その検査の質を確保しつつ、追加的な業務需要に的確に対応するため、従来の検査内容について、次の措置を講じることにより、平成6年度から平成10年度までの間に申請を受け付けた農薬の平均検査期間^(※1)を基準として1申請当たりの検査期間^(※1)を5%削減する。</p> <p>(※1) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。</p>	<p>1 農薬の検査</p> <p>近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、その検査の質を確保しつつ、追加的な業務需要に的確に対応するため、1申請当たりの検査期間^(※1)を削減するよう、平成17年度においても引き続き次の措置を講じる。</p> <p>(※1) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。</p>	<p>○農薬の検査</p> <p>指標＝各小項目の評価結果</p> <p>A：「◇検査業務の効率化」がA以上かつ 「◇検査業務の効率化のための措置」がB以上</p> <p>B：次のいずれかに該当する場合</p> <p>①「◇検査業務の効率化」がA以上かつ 「◇検査業務の効率化のための措置」がC以下</p> <p>②「◇検査業務の効率化」がB</p> <p>③「◇検査業務の効率化」がC以下かつ 「◇検査業務の効率化のための措置」がA以上</p> <p>C：「◇検査業務の効率化」がC以下かつ 「◇検査業務の効率化のための措置」がB以下</p> <p>(※) ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。下位の評価項目が設定されている場合は、当該項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。</p> <p>また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。下位の評価項目が設定されている場合は、当該項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	A	
			<p>◇検査業務の効率化</p> <p>指標＝各年度における1申請当たりの平均検査期間の削減（基準：平成6年度から平成10年度までの間に申請を受け付けた農薬の平均検査期間）</p> <p>A：基準と比して削減率n%以上</p> <p>B：基準と比して削減率n/2%以上n%未満</p> <p>C：基準と比して削減率n/2%未満</p>	<p>「検査業務の効率化」は、農薬の1件当たりの検査期間を短縮することにより、農薬の検査全体として効率化を達成しようとするものである。</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <p>農林水産大臣から継続分を含め前年度を大幅に上回る3,288件の検査指</p>	A

平成13年度	n = 1
平成14年度	n = 2
平成15年度	n = 3
平成16年度	n = 4
平成17年度	n = 5

(※) ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。
また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

示があった。

このうち、基準設定必要農薬^(※、注1)は220件であったが、平成17年度内に検査が終了した23件^(注2)の平均検査期間は15.0ヶ月(平成17年度目標は11.6ヶ月)であった。

また、基準設定不要農薬は前年度の42%増の3,068件であったが、本年度内に検査を終了した件数は前年度の85%増の1,920件に達し、平均検査期間は6.3ヶ月(平成17年度目標5.5ヶ月)となった。

【特記事項】

基準設定必要農薬については、平成15年7月に我が国の農薬のリスク評価体制の変更に伴い、食品安全委員会の一斉摂取許容量(以下「ADI」という。)確定後、厚生労働省が薬事・食品衛生審議会を開催し、残留基準値を告示するまでの間、パブリックコメント、WTO通報、官報告示等の諸手続に約2~5ヶ月ほどの時間を要するようになったこと(参考:これらの影響を除いた検査期間は10.4ヶ月と推定)、ADI再評価の具体的処理手順について、関係4府省の間での協議が整うまでの間、農薬検査所において検査が終了したにも拘わらず送付ができなかった案件が今期進達処理を迎えたことによるものである。基準設定不要農薬については、農薬取締法改正に伴う対応として、①有効成分毎の総使用回数^(注3)の明確化等に伴う調整作業が加わったこと、②マイナー作物に対する経過措置適用作物に対する変更申請が年度後半に集中して行われたこと、に適切に処理しつつ前年度を大幅に上回る件数の検査を行ったためである。

その他、1,332件の農薬について再登録に係る検査を行った。

(※)農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬

検査指示：今年度＋
前年度継続の合計数
基準必要：農取法第3条
第1項第4号～第7号の
基準設定が必要な農薬

	基準必要	基準値不要
検査指示(件)	220	3,068
検査終了(件)	23	1,920
平均期間(ヶ月)	15.0	6.3
目標期間(ヶ月)	11.6	5.5

*他1,092件の再登録検査

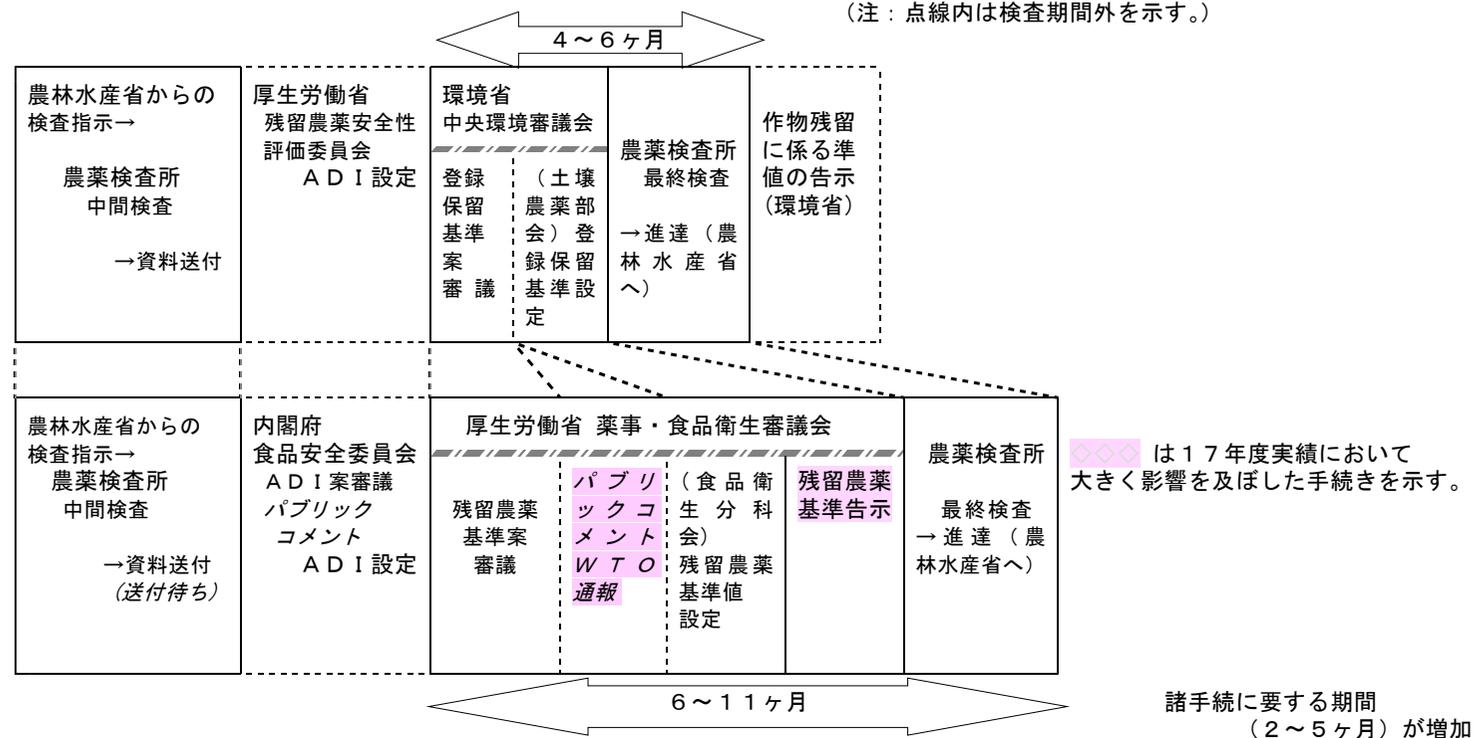
(注1)

基準設定必要農薬の検査期間を把握する際、従来、対象となる農薬はADIが未評価の農薬に限定されていたが、リスク評価体制の見直しに伴い(食品安全委員会による審議)、既にADIが設定された農薬についても残留農薬基準値の設定が必要となった際に、「ADIの再評価」を実施することとなった。このため、平成16年度から、これまで基準設定が不要な農薬として扱っていたもののうち、「ADIの再評価」を要するものについては「基準設定必要農薬」として扱うこととした。なお、15年7月の食品安全委員会発足後、関係4府省(内閣府、厚生労働省、環境省及び農林水産省)の間でADI再評価のための具体的処理手順の協議が整うまでの間、農薬検査所で中間検査が終了した案件の食安委への資料送付が見送られた。

(注2)

従来、農薬の登録は、人や環境に対する安全性をも担保するため、登録保留基準(作物残留、土壌、水質汚濁、水産動植物毒性)を設けており、農薬の有効成分が新規化合物である場合、農薬検査所における中間検査終了後、人への影響に関する部分については厚生労働省残留農薬安全性評価委員会が農林水産省が提供した資料を基にADIを設定、次に環境省中央環境審議会において作物残留に係る基準を含む登録保留基準を設定、農薬検査所の検査は最終的にこれら基準に照らして検査が完了するしくみであったところが、平成15年度の新たな食品安全行政の展開後、リスク管理とリスク評価を行う機関を分離するため、ADIは内閣府食品安全委員会で審議・設定することとなるとともに、それまで農薬登録保留基準のひとつで作物残留に係る基準の設定と厚生労働省による残留農薬基準の設定が連動していなかった点を改善するため厚生労働省の残留農薬基準の設定をもって登録保留基準のうち作物残留に係る基準とするように改められた。これにより、検査期間に厚生労働省が所管する残留農薬基準の決定(パブリックコメントの募集、WTO通報、官報告示等)の諸手続に要する2~5ヶ月が含まれることとなった。

図 農薬登録検査のフローと検査期間(食品安全基本法施行による変化)



(注3)

平成14年度に改正された農薬取締法において、使用者が遵守すべき農薬の使用基準の設定が盛り込まれ、農林水産省は平成16年6月に農薬取締法施行規則及び農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（農林水産省・環境省令）を改正し、農薬の表示方法等を改正した。具体的には、農薬が含有する有効成分の種類毎に総使用回数の表示が必須となった。

これを受け、農薬検査所においては、農薬の登録申請（再登録を含む。）時に農薬の使用基準に関する表示方法を見直すこととし、①有効成分の種類毎の総使用回数の表示方法の明確化の検討、②同一有効成分を含有する複数の農薬の総使用回数の整合等について検討を行った。

(参考) 1. 基準設定必要農薬の検査期間の推移

年度	当該年度 指示件数	継続 件数	合計件数 (当該年度 +継続分)	終了 件数	検査終了したも の平均検査期 間(月)
17	81	139 *(3)☆(2)	220	23	15.0 【10.4】
16	61 (19)	90*(1) 41	151 60	7 (7)	10.6
15	56 (9)	45*(2) 42*(2)	101 51	10 (10)	9.7
14	22	70*(1)	92	48	10.4
13	39	59	98	27	8.9

注：1) 平成17年度の【 】は残留農薬基準のパブリックコメント、WTO通報に要した時間及び残留農薬基準告示作業の遅延期間を除いた場合の参考検査期間を示す。

2) *印は、申請取下げ等件数で前年度継続数に含まない。

3) ☆印は、基準必要から基準不要への変更申請件数を示す。

4) 16年度及び15年度の()内は再評価農薬を除いた件数を示す。

(参考) 2. 基準設定必要農薬の検査進捗状況(平成18年3月31日現在)

検査指示 時期別	検査 指示 件数	検査 終了 件数	検査 未了 件数	進 捗 状 況					所 在	
				薬検 検査 中	申請者 追加試 験成績 作成中	薬検 追加試 験成績 検査中	食安委 ADI審査 中	厚労省 基準値 設定中	農薬検 査所 (%)	他機関 (%)
計	220	23	197	57	3	4	106	27	31	69
17年度	81	0	81	55	0	0	24	2	68	32
16年度 以前	139	23	116	2	3	4	82	25	5	95

(参考) 3. 基準設定不要農薬(通常及び緊急)の検査期間の推移
(上段: 通常登録検査、下段: 緊急登録検査)

年 度	当該年度 指示件数	継 続 件 数	合計件数 (当該年度 +継続分)	終 了 件 数	検査終了したも のの平均期間 (月)
17	1,950	1,118 *(6) ☆(2)	3,068	1,920	6.3
16	1,375 —	783*(3) 緊急7	2,158 緊急7	1,036 緊急7	(全体) 6.1 (通常) 6.0 (緊急) 16.2
	(1,417 —)	832*(4) 緊急7	2,249 緊急7	1,036 緊急7	
15	1,171 緊急125	711 緊急22	1,882 緊急147	1,096 緊急140	(全体) 6.3 (通常) 7.0 (緊急) 1.3
	(1,218 緊急125)	714 緊急22	1,932 緊急147	1,096 緊急140	
14	1,134 緊急684	989	2,123 緊急684	1,409 緊急662	(全体) 4.4 (通常) 6.0

					(緊急) 1.0
13	1,309	573	1,882	893	5.5

注：1) *印は、申請取下げ等件数で継続件数に含まない。
 2) ☆印は、基準必要から基準不要への変更申請件数を示す。
 3) 16年度及び15年度の()内は再評価農業を除いた件数を示す。

		<p>◇検査業務の効率化のための措置 指標＝細項目の評価点数の合計</p> <p>(各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。)</p> <p>A：2点、B：1点、C：0点</p> <p>A：満点×9/10 ≤ 合計点 B：満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×9/10 C：合計点 < 満点×5/10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数*^注×2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p> <p>(※) ただし、A評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>*注：当該項目において、当該業務が発生しない場合、評価対象から除外する。</p>		A
			<p>細項目の総数：1 評価Aの細項目数：1×2点＝2点 評価Bの細項目数：0×1点＝0点 評価Cの細項目数：0×0点＝0点 合計 2点 (2点満点×9/10 ≤ 合計2点)</p>	

<p>(1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「法」という。)第2条第3項及び第6条の2第2項(これらの規定を法第15条の2第6項において準用する場合を含む。以下同じ。)に基づく農薬の登録に係る検査のために製造者及び輸入者(以</p>	<p>(1) 国からの通知を受け必要に応じて「申請に必要な各試験項目の内容に関するチェックリスト」の見直しを行う。</p>	<p>□申請に必要な各試験項目の内容についてのチェックリストの整備</p> <p>A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>平成16年度に原案を見直し国に提出しており、平成17年度については国からの要請がなかったため、本項目の評価は行わない。</p>	—
---	---	--	--	---

<p>下「申請者」という。)から提出される申請書、農薬の見本並びに農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類の各項目について、申請者が申請に当たって項目の不足が確認できるチェックリストを含めた申請の手引書の整備を進めるとともに、申請者からの事前相談への対応を充実させることにより、検査の効率化を図る。</p>	<p>(2) 申請の手引書については、必要に応じて改訂版を作成する。</p>			
	<p>(3) 申請者の要望に応じて、登録申請前の事前相談に応じる。</p>			
<p>(2) 試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため、検査マニュアルの見直しを行う。</p>	<p>(4) 必要に応じて試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため検査マニュアルの見直しを行う。</p>	<p>□検査マニュアルの見直し A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった</p>	<p>平成16年度に原案を見直し国に提出しており、平成17年度については国からの要請がなかったため、本項目の評価は行わない。</p>	<p>—</p>
<p>(3) 検査を行うに当たり、「検査進行管理表」に基づき各検査の進行状況を総合的かつ定期的に点検し、検査の遅延の要因を分析して、検査の迅速化を図る。</p>	<p>(5) 登録検査に係る農薬について、「検査進行管理表」を作成し、これに基づき概ね3ヶ月に1回の頻度で検査進行管理会議を開催する。</p>	<p>□検査進行管理表に基づく各検査の進行状況の点検及び遅延要因の分析 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 「検査進行管理表」：毎月2回作成 進行管理会議：3か月毎（5、8、11、2月） 検査進行状況の定期的点検及び検査の遅延要因把握を行い、機動的な人員配置を図るなどにより検査の迅速化に努めた。</p>	<p>A</p>
<p>(4) 農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p>	<p>(6) 農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p>			

<p>2 農薬G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 適合確認業務</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、的確なG L P適合確認業務を行っていくため、実地訓練等による職員の資質の向上を通じて、業務の効率化を図ることにより、申請から適合確認がなされるまでの1件当たりの処理期間^(※2)を5%削減する。</p> <p>(※2) 農林水産省が行う事務処理期間は含まないものとする。</p>	<p>2 農薬G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 適合確認</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、的確なG L P適合確認業務を行っていくため、次の措置を講じることにより、平成7年度から11年度までの間にG L P適合確認申請されたものの平均処理期間を基準として申請から適合確認がなされるまでの1件当たりの処理期間^(※2)を5%削減する。</p> <p>(※2) 農林水産省が行う事務処理期間は含まないものとする。</p>	<p>2 農薬G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 適合確認</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、的確なG L P適合確認業務を行っていくため、申請から適合確認がなされるまでの1件当たりの処理期間^(※2)を削減するよう、平成17年度においても引き続き次の措置を講じる。</p> <p>(※2) 農林水産省が行う事務処理期間は含まないものとする。</p>	<p>○農薬G L P適合確認 指標＝小項目の評価点数の合計</p> <p>(各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。) A又はS：2点、B：1点、C又はD：0点</p> <p>A：満点×9/10 ≤ 合計点 B：満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×9/10 C：合計点 < 満点×5/10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数*2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p> <p>(※) ただし、A評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>*注：国等の要請に応じて行うもの及び国からの指示に基づいて行う業務については、要請等がなかった場合、評価対象から除外する。</p>	<p style="text-align: right;">A</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>小項目の総数：1 評価Aの小項目数：2×2点＝2点 評価Bの小項目数：0×1点＝0点 評価Cの小項目数：0×0点＝0点 合計：2点 (2点満点×9/10 ≤ 合計2点)</p> </div>																						
			<p>◇G L P適合確認業務の効率化 指標＝各年度における1申請当たりの平均処理期間の削減(基準：平成7年度から平成11年度までの間にG L P適合確認申請がなされたものの1件当たりの平均処理期間)</p> <p>A：基準と比して削減率n%以上 B：基準と比して削減率n/2%以上n%未満 C：基準と比して削減率n/2%未満</p> <p>(平成13年度 n=1 平成14年度 n=2 平成15年度 n=3 平成16年度 n=4 平成17年度 n=5)</p> <p>(※) ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p style="text-align: right;">A</p> <p>【事業報告書の記述】 G L P適合確認申請：17 試験施設 国(農林水産省)からの要請：延べ19 試験施設 国(農林水産省)への報告：延べ18 試験施設 平均処理期間：37.6日 (今年度目標：59.8日) (処理期間＝局長の査察要請～局長への報告の期間)</p> <p>(参考)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">試験施設</th> <th colspan="4">査察分野内訳</th> </tr> <tr> <th>毒性</th> <th>物化性</th> <th>水生</th> <th>運命</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請</td> <td>19</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>査察実施</td> <td>19</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 試験施設で複数分野の査察を受ける試験施設</p>		試験施設	査察分野内訳				毒性	物化性	水生	運命	申請	19	11	8	5	2	査察実施	19	11	8	5	2
	試験施設	査察分野内訳																								
		毒性	物化性	水生	運命																					
申請	19	11	8	5	2																					
査察実施	19	11	8	5	2																					

			もあるため、分野別合計数は試験施設数とは異なる。	
		<p>◇GLP適合確認業務の効率化のための措置 指標＝細項目の評価点数の合計</p> <p>〔各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。〕 A：2点、B：1点、C：0点</p> <p>A：満点×9／10 ≤ 合計点 B：満点×5／10 ≤ 合計点 < 満点×9／10 C：合計点 < 満点×5／10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数*※×2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p> <p>(※)ただし、A評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>*注：当該項目において、当該業務が発生しない場合、評価対象から除外する。</p>	<p>細項目の総数：1 評価Aの細項目数：1×2点＝2点 評価Bの細項目数：0×1点＝0点 評価Cの細項目数：0×0点＝0点 合計 2点 (2点満点×9／10 ≤ 合計2点)</p>	A
(1) GLP適合確認の申請に関する手引書を作成し、申請資料の不備を減少させることにより、審査の円滑化を図る。				
(2) 新たにGLP適用対象試験となる水産動植物に対する影響試験、動植物体内・土壌中・水中における運命試験等について、GLP査察のためのマニュアルを作成する。	(1) 必要に応じて、GLP査察マニュアルの見直しを行う。	<p>□必要に応じたGLP査察マニュアルの見直し A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった</p> <p>〔各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。〕</p>	<p>【事業報告書の記述】 昨年度実施した査察員へのアンケートの結果等をふまえて改訂版（平成17年8月15日版）を作成し、査察時に使用中である。</p>	A

	<p>(3) GLP審査・査察を行う職員は、各種試験の実施方法に関する高度の専門知識及び経験が要求されることから、検査所における定期的な研修や実地に査察に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p>	<p>(2) GLP審査・査察に携わる職員(以下、「査察員」という。)の資質の向上に努めるため、内部研修を行うとともに、外部機関が主催するGLPに関する研究会等に職員を積極的に参加させる。また、新たに査察員となる職員については、経験豊富な査察員と実地に査察に参加させる等を行うことにより、査察員の資質向上を図る。</p>			
<p>3 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。</p>	<p>3 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。</p>	<p>3 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>業務運営の効率化による経費の抑制については、平成17年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。</p>	<p>○業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>指標＝各年度の運営費交付金で行う事業に係る経費(人件費を除く)の抑制</p> <p>A：対前年度比の抑制率が1%以上 B：対前年度比の抑制率が0.7%以上1%未満 C：対前年度比の抑制率が0.7%未満</p> <p>(※)ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>業務運営の効率化による経費の抑制については、平成17年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、決算ベースで対前年度比3.2%の抑制を行った。</p> <p>※平成17年度決算額 (平成16年度決算額)</p> <p>①運営費交付金支出決算額 860 (865)百万円</p> <p>②うち人件費 565 (560)百万円</p> <p>③うちその他事業費 (③＝①－②) 295 (305)百万円</p> <p>④対前年度決算比 295百万円／305百万円 ≒96.8% (円単位で計算)</p>	A
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目</p>	<p>◎サービスその他の業務の質の向上</p> <p>指標＝中項目の評価点数の合計</p>		

<p>関する事項</p>	<p>目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>目標を達成するため取るべき措置</p>	<p>(各中項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。) A又はS：2点、B：1点、C又はD：0点</p> <p>A：満点×9／10 ≤ 合計点 B：満点×5／10 ≤ 合計点 < 満点×9／10 C：合計点 < 満点×5／10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数^{*※}×2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p> <p>(※) ただし、A評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p style="text-align: right;">A</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>中項目の総数：3 評価Aの細項目数：3×2点=6点 評価Bの細項目数：0×1点=0点 評価Cの細項目数：0×0点=0点 合計 6点 (6点満点×9／10 ≤ 合計6点)</p> </div>	
<p>1 農薬の検査</p> <p>(1) 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、農薬の製造者及び輸入者(以下「申請者」という。)の利便等に供するため、行政手続法(平成5年法律第88号)第6条に基づき定められた標準処理期間(1年6か月)内に検査を完了させる。</p>	<p>1 農薬の検査</p> <p>中期目標においては、以下の事項について取り組むこととされている。</p> <p>(1) 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、申請者の利便等に供するため、行政手続法(平成5年法律第88号)第6条に基づき定められた標準処理期間(1年6か月)内に登録できるよう、次の期間^(※1)内に検査を完了させる。</p>	<p>1 農薬の検査</p> <p>中期目標においては、以下の事項について取り組むこととされている。</p> <p>(1) 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、申請者の利便等に供するため、行政手続法(平成5年法律第88号)第6条に基づき定められた標準処理期間(1年6か月)内に登録できるよう、次の検査期間^(※1)内に検査を完了させる。</p>	<p>○農薬の検査 指標=各小項目の評価結果</p> <p>A：次のいずれかに該当する場合 ①「◇農薬の検査の迅速化」及び「◇生物農薬の検査の迅速化」がA以上 ②「◇農薬の検査の迅速化」又は「◇生物農薬の検査の迅速化」のいずれか一方がA以上で他方がBであって、「◇生物農薬の検査の迅速化のための措置」又は「◇特定農薬の指定のための調査」のいずれか一方がA以上で他方がB B：A及びCのいずれにも該当しない場合 C：以下のいずれかに該当する場合 ①「◇農薬の検査の迅速化」及び「◇生物農薬の検査の迅速化」がC以下 ②「◇農薬の検査の迅速化」又は「◇生物農薬の検査の迅速化」のいずれか一方がBで他方がCであって、「◇生物農薬の検査の迅速化のための措置」又は及び「◇特定農薬の指定のための調査」がC以下 ③「◇農薬の検査の迅速化」又は「◇生物農薬の検査の迅速化」のいずれか一方がAで他方がDであって、「◇生物農薬の検査の迅速化のための措置」及び「◇特定農薬の指定のための調査」がC以下</p> <p>(※) ただし、A評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS</p>	<p style="text-align: right;">A</p>	

			<p>評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>		
			<p>◇農業の検査の迅速化 指標＝細項目の評価点数の合計</p> <p>(各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。)</p> <p>A：2点、B：1点、C：0点</p> <p>A：満点×9／10 ≤ 合計点 B：満点×5／10 ≤ 合計点 < 満点×9／10 C：合計点 < 満点×5／10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数×2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p> <p>(※)ただし、A評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>		A
				<p>細項目の総数：2 評価Aの細項目数：2×2点＝4点 評価Bの細項目数：0×1点＝0点 評価Cの細項目数：0×0点＝0点 合計 4点 (4点満点×9／10 ≤ 合計4点)</p>	
ア 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については1年5か月以内	ア 法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については1年5か月以内	ア 農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については1年5か月以内	<p>□左記基準設定が必要な農薬 指標＝1年5か月以内で完了した検査の割合</p> <p>A：90%以上 B：50%以上90%未満 C：50%未満</p>	<p>【事業報告書の記述】 検査終了（件）23（検査指示*220） 目標達成（件）18（達成率78.3%） *検査指示：今年度＋前年度継続の合計数</p> <p>【特記事項】 目標を達成できなかった5件についてみると、新しい食品安全行政の下、残留基準の告示までに時間を要することになったことに加えて、うち2件については関係4府省で行ったADI再評価の具体的処理手順の協議が整うまでの間、農薬検査所で中間検査が終了した案件の資料送付が見送られたことによるもの、うち3件については、毒性試験成績の検査に時間を要したことによる。</p>	A

(参考) 1. 基準設定必要農薬における検査期間の目標達成状況

年度	指示 件数	終了 件数	目標達成件数 (対検査終了件数比)	目標 期間	検査終了した ものの 最長期間(月)
17	220	23	18 (78%)	17月	21.9
16	151 (60)	7 7	7 (100%) 7 (100%)		12.3
15	101 (51)	10 10	10 (100%) 10 (100%)		13.8
14	91 (1)	48	48 (100%)		11.8
13	98	27	27 (100%)		11.4

注：16年度及び15年度の()内は再評価農薬を除いた件数を示す

イ ア以外の農薬の検査については11か月以内

イ ア以外の農薬の検査については11か月以内

イ ア以外の農薬の検査については11か月以内

□基準設定が必要な農薬以外の農薬
指標＝11ヶ月以内で完了した検査の割合
A：90%以上
B：50%以上90%未満
C：50%未満

【事業報告書の記述】

・通常検査について
検査終了(件) 1,920
目標達成(件) 1,811
(達成率94%)

【特記事項】

目標を達成できなかった109件(6%)の超過要因をみると、農薬取締法施行規則改正に伴う有効成分毎の総使用回数^(注3)の明確化等に^(注3)に伴う調整に時間を要したためである。(P5：注3参照)

A

(参考) 2. 基準設定不要農薬の検査期間における目標達成状況

(上段：通常登録検査、下段：緊急登録検査)

年度	指示 件数	終了 件数	目標達成件数 (対検査終了件数比)	目標 期間	検査終了した ものの 最長期間(月)
17	3,068	1,920	1,811 (94%)	11月	20.4

				<table border="1"> <tr> <td>16</td> <td>2,158 緊急7</td> <td>1,036 緊急7</td> <td>989 (96%) 0 (0%)</td> <td>20.3 21.6</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>1,882 緊急147</td> <td>1,096 緊急140</td> <td>1,049 (96%) 緊急140 (100%)</td> <td>22.4 8.0</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>2,807 緊急684</td> <td>1,409 緊急662</td> <td>1,395 (99%) 緊急662 (100%)</td> <td>23.7 3.7</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>1,882</td> <td>893</td> <td>865 (97%)</td> <td>31.5</td> </tr> </table>	16	2,158 緊急7	1,036 緊急7	989 (96%) 0 (0%)	20.3 21.6	15	1,882 緊急147	1,096 緊急140	1,049 (96%) 緊急140 (100%)	22.4 8.0	14	2,807 緊急684	1,409 緊急662	1,395 (99%) 緊急662 (100%)	23.7 3.7	13	1,882	893	865 (97%)	31.5	
16	2,158 緊急7	1,036 緊急7	989 (96%) 0 (0%)	20.3 21.6																					
15	1,882 緊急147	1,096 緊急140	1,049 (96%) 緊急140 (100%)	22.4 8.0																					
14	2,807 緊急684	1,409 緊急662	1,395 (99%) 緊急662 (100%)	23.7 3.7																					
13	1,882	893	865 (97%)	31.5																					
<p>(2) また、近年、農業が本来有する自然循環機能を維持増進するため、農薬の分野においても天敵等のいわゆる生物農薬の実用化の促進が求められている中で、このような新たなニーズに対応した農薬検査についても、登録検査体制の充実等により一層の迅速化を図る</p>	<p>(2) また、近年、農業が本来有する自然循環機能を維持増進するため、農薬の分野においても天敵等のいわゆる生物農薬の実用化の促進が求められている中で、このような新たなニーズに対応した農薬検査については、登録検査体制の充実等により一層の迅速化を図る。</p>	<p>(2) また、近年、農業が本来有する自然循環機能を維持増進するため、農薬の分野においても天敵等のいわゆる生物農薬の実用化の促進が求められている中で、このような新たなニーズに対応した農薬検査については、登録検査体制の充実等により一層の迅速化を図る。</p>	<p>◇生物農薬の検査の迅速化 指標＝各年度における1申請当たりの平均検査期間の削減（基準：平成6年度から平成10年度までの間に申請を受け付けた生物農薬の平均検査期間） A：基準と比して削減率n%以上 B：基準と比して削減率n/2%以上n%未満 C：基準と比して削減率n/2%未満</p> <p>〔平成13年度 n=2〕 〔平成14年度 n=4〕 〔平成15年度 n=6〕 〔平成16年度 n=8〕 〔平成17年度 n=10〕</p> <p>(※) ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>【事業報告書の記述】 検査指示：33件 (検査指示：今年度+前年度継続の農林水産大臣からの検査指示の合計) 検査終了：22件 平均検査期間：6.6ヶ月 (削減率：14%達成) (16年度目標：7.7ヶ月)</p>	A																				
<p>上記に対処するため、次の措置を講じるとともに、各年度ごとの達成状況を把握し、次年度の業務に反映させる。</p>	<p>このため、これを達成するために平成17年度においても引き続き次の措置を講じる。</p>	<p>◇農薬及び生物農薬の検査の迅速化のための措置 指標＝細項目の評価点数の合計</p> <p>〔各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。〕 A：2点、B：1点、C：0点</p> <p>A：満点×9/10 ≤ 合計点 B：満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×9/10 C：合計点 < 満点×5/10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数*2」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の</p>																							

2	101	74	27	111日
3	35	27	8	121日
4	336	285	51	101日
5	12	11	1	28日
6	48	33	15	99日
計	820	677	143	89日

*1検討内容は以下のとおり。
 1：注意事項の変更、2：処方変更、3：原体製造場の変更、
 4：試験成績の受け入れ、5：容器・包装の変更、6：その他
 *2受付件数は、前年度繰越件数＋今年度受付数－取り下げ件数を指す。

<p>② 試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため、検査マニュアルの見直しを行う。</p>	<p>④ 必要に応じて試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため検査マニュアルの見直しを行う。</p>		
<p>③ 検査を行うに当たり、「検査進行管理表」に基づき各検査の進行状況を総合的かつ定期的に点検し、検査の遅延の要因を分析して、検査の迅速化を図る。</p>	<p>⑤ 登録検査に係る農薬について、「検査進行管理表」を作成し、これに基づき概ね3ヶ月に1回の頻度で検査進行管理会議を開催する。</p>		
<p>④ 農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p>	<p>⑥ 農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p>	<p><input type="checkbox"/>検査所内外における研修への参加等による職員の資質の向上 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>【事業報告書の記述】 検査所外の研修：11名参加 (機器分析研修、専門技術(毒性)研修等) 検査所内の研修：延べ31名参加 (残留分析実習等7コース)</p>
<p>⑤ 生物農薬の申請については、検査体制を充実することにより、特</p>		<p><input type="checkbox"/>生物農薬の検査体制の充実 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された</p>	<p>【事業報告書の記述】 微生物農薬検討委員会：3回開催</p>

	に、当該農薬の検査の迅速化を図る。		C：計画どおりには実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)		
		(3) 国からの要請に応じて、特定農薬の指定又は変更に必要な農薬の検査を行うため、当該農薬の薬効薬害等について調査、分析又は試験を行う。	<p>◇特定農薬の指定のための調査 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p> <p>(※) ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	【事業報告書の記述】 国からの要請に応じ、申請者が国に提出した資料(6件)について、国から発出された「特定防除資材(特定農薬)指定のための評価指針」に基づき審査を行い、結果を国に報告した。	A
2-1の業務に附帯する業務	2-1の業務に附帯する業務	2-1の業務に附帯する業務	<p>○1の業務に附帯する業務 指標＝小項目の評価点数の合計 (各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。) A又はS：2点、B：1点、C又はD：0点</p> <p>A：満点×9/10 ≤ 合計点 B：満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×9/10 C：合計点 < 満点×5/10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数*^注×2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p> <p>(※) ただし、A評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>*注：国等の要請に応じて行うもの及び国からの指示に基づいて行う業務については、要請等がなかった場合、評価対象から除外する。</p>		A
(1) 農薬GLP適合確	(1) 農薬GLP適合確	(1) 農薬GLP適合確	◇農薬GLP適合確認の迅速化	<p>中項目の総数：9 評価Aの中項目数：9×2点＝18点 評価Bの中項目数：0×1点＝0点 評価Cの中項目数：0×0点＝0点 合計 18点 (18点満点×9/10 ≤ 合計18点)</p>	

<p>認の迅速化 農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中、G L Pの審査・査察に係る体制整備を行うことにより業務の迅速化を図り、査察実施後6週間以内に国に報告を行う。</p>	<p>認の迅速化 農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬のG L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、査察実施後6週間以内にG L P適合確認の結果を国に報告できるよう、次の措置を講じる。</p>	<p>認の迅速化 農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬のG L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、査察実施後6週間以内にG L P適合確認の結果を国に報告できるよう、平成17年度には次の措置を講じる。</p>	<p>指標＝細項目の評価点数の合計</p> <p>〔各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。〕 A：2点、B：1点、C：0点</p> <p>A：満点×9／10 ≤ 合計点 B：満点×5／10 ≤ 合計点 < 満点×9／10 C：合計点 < 満点×5／10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数×2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p> <p>(※)ただし、A評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>細項目の総数：2 評価Aの細項目数：2×2点＝4点 評価Bの細項目数：0×1点＝0点 評価Cの細項目数：0×0点＝0点 合計 4点 (4点満点×9／10 ≤ 合計4点)</p>	A
			<p>□G L P業務の迅速化 指標＝G L P査察実施後6週間以内に国に報告を行った件数の割合 A：90%以上 B：50%以上90%未満 C：50%未満</p> <p>以下の細項目を踏まえるとともに特筆すべき事項を併せて評価する。</p>	<p>【事業報告書の記述】 最長期間：4.9週（査察18試験施設） （100%目標達成） 目標期間：6週間（＝42日）</p>	A
			<p>□G L P業務の迅速化のための措置 指標＝微項目の評価点数の合計</p> <p>〔各微項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。〕 A：2点、B：1点、C：0点</p> <p>A：満点×9／10 ≤ 合計点 B：満点×5／10 ≤ 合計点 < 満点×9／10 C：合計点 < 満点×5／10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数×2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p>	<p>微項目の総数：2 評価Aの微項目数：2×2点＝4点 評価Bの微項目数：0×1点＝0点 評価Cの微項目数：0×0点＝0点 合計 4点 (4点満点×9／10 ≤ 合計4点)</p>	A

<p>ア 新たにGLP適用対象試験となる水産動植物に対する影響試験、動植物体内・土壌中・水中における運命試験等について、GLP査察のためのマニュアルを作成する。</p>	<p>ア 必要に応じて、GLP査察マニュアルの見直しを行う。</p>			
<p>イ GLP審査・査察を行う職員は、各種試験の実施方法に関する高度の専門知識、経験が要求されることから、検査所における定期的な研修や実地に査察に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p>	<p>イ 査察員の資質の向上に努めるため、内部研修を行うとともに、外部機関が主催するGLPに関する研究会等に職員を積極的に参加させる。また、新たに査察員となる職員については、経験豊富な査察員と実地に査察に参加させる等を行うことにより、査察員の資質向上を図る。</p>	<p>■定期研修や実地査察への参加等による職員資質の向上 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>【事業報告書の記述】 ・実地研修の実施：12回、計13名(全査察延べ19回中) *査察回数：3回以下の者に対し実地研修を行った</p> <p>・外部機関主催のGLPに関する研究会：2名参加 ・検査所内のGLP基礎研修：7名参加</p> <p>以上により、査察員の資質の向上を図った。</p>	<p>A</p>
<p>ウ 査察実施後、原則として3週間以内に査察結果を取りまとめ、その結果をもとに、検査所に設置する評価会議を適時開催し、迅速な評価を行う。</p>	<p>ウ 査察実施後、原則として3週間以内に査察結果を取りまとめ、その結果をもとに、検査所に設置する評価会議を適時開催し、迅速な評価を行う。</p>	<p>■GLP査察実施後の迅速な評価の実施 指標＝GLP査察実施後3週間以内に評価会議を開催した件数の割合 A：90%以上 B：50%以上90%未満 C：50%未満</p>	<p>【事業報告書の記述】 平均取りまとめ期間：1. 1週 取りまとめ最長期間：2. 0週(査察18試験施設) →100%目標達成</p> <p>目標取りまとめ期間：3週間(=21日)</p>	<p>A</p>
<p>(2) 調査研究 近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、農薬の検査技術の向上等に係る、次に掲げる調査及び研究を重点的に実施する。</p>	<p>(2) 調査研究 近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、農薬の検査技術の向上等に係る、次に掲げる調査及び研究を重点的に実施する。</p>	<p>◇調査研究 指標＝細項目の評価点数の合計</p> <p>(各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。) A：2点、B：1点、C：0点</p> <p>A：満点×9/10 ≤ 合計点 B：満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×9/10 C：合計点 < 満点×5/10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数×2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p>		

			<p>(※) ただし、A評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。</p> <p>また、C評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>細項目の総数 : 2</p> <p>評価Aの細項目数 : 2 × 2点 = 4点</p> <p>評価Bの細項目数 : 0 × 1点 = 0点</p> <p>評価Cの細項目数 : 0 × 0点 = 0点</p> <p>合計 4点</p> <p>(4点満点 × 9 / 10 ≦ 合計4点)</p>	A
<p>ア 農業に係るOECDテストガイドライン等の検証に取り組むとともに、我が国への導入の可能性について、国との連携の下、検討を行う。</p>	<p>ア 農業の土壌中での移行性を評価するためOECDで検討されているテストガイドライン(案)の検証に取り組むとともに、我が国への導入の可能性について、国との連携の下、検討を行う。</p>	<p>ア 農業の土壌中での移行性を評価するためOECDで検討されている地下移行性に関するテストガイドラインに係る情報の収集、カラムリーチング試験の実施及び検討を行い、当該ガイドラインを検証するとともに、我が国への導入の可能性について検討を行い、国へ報告する。</p>	<p>□農業に係るOECDテストガイドラインの検証及び我が国への導入の可能性の検討等</p> <p>A : 計画どおり順調に実施された</p> <p>B : 概ね計画どおり順調に実施された</p> <p>C : 計画どおりに実施できなかった</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>ア 農業の土壌中での移行性評価試験の検討</p> <p>今年度は、農業製剤を供試した試験、流量を変えた試験、土壌中における基準物質(アトラジンとモニユロン)の挙動の比較試験、土壌層の厚さを変えた試験及びライシメーター試験を実施した。</p> <p>これまでOECDでの条件の他に日本特有の条件を試験に組み込んで実施し、カラムリーチング試験について技術的な検討を行った結果、試験方法として妥当であることが検証された。</p> <p>そして検証結果より、農業の地下浸透性を段階的に評価する場合に、低次の試験にカラムリーチング試験、中間の試験にライシメーター試験を位置づけることが適切であると判断した。</p> <p>以上のことを国へ報告するため、最終報告書を作成した。</p>	A
<p>イ 農業中の有害副成分の分析技術の研究に取り組む。</p> <p>なお、調査研究に係る目標の作成に当たっては、次のように定義した用語を使用し、段階的な達成目標を示している。</p> <p>また、調査研究の対象等を明示することにより、必ず達成すべき目標を具体的に示している。</p> <p>「取り組む」: 新たな研</p>	<p>イ 農業中の有害副成分の分析技術の研究に取り組む、農業の見本の検査に反映させる。具体的には、有効成分に含まれるダイオキシン等について、その分析法を確立する。</p>	<p>イ 農業中に含まれるおそれのあるダイオキシン類について二重収束型GC-MSによる分析法を確立し、国へ報告する。</p>	<p>□農業中の有害副成分の分析技術の研究</p> <p>A : 計画どおり順調に実施された</p> <p>B : 概ね計画どおり順調に実施された</p> <p>C : 計画どおりに実施できなかった</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>イ 農業中ダイオキシン類の分析技術の研究</p> <p>①前年度に引き続き前処理法の検討を行った。数種類の方法を使い分けることで、23種の農業原体について良好な結果が得られた。</p> <p>②①で得られたGC-MS測定用試料について測定条件の検討を行った。分離能の異なる2種類の条件での定量結果を比較したところ、一部の試料で明らかな差が見られた。</p> <p>③当所で分析したのと同じ試料を7つ</p>	A

<p>究課題に着手して、試験研究を推進すること。</p>				<p>の分析機関に配布して、それぞれ分析を行わせた。結果のパラツキについて、その大きさと原因を考察した。</p> <p>④以上の結果をもとに、農薬中のダイオキシン類の分析における各ステップの留意点を提示した。</p> <p>⑤国へ報告するため、最終報告書を作成した。</p>	
<p>(3) 農薬に関する情報提供等 消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、農薬の安全性に関する情報を積極的に提供するとともに、消費者、生産者等からの問い合わせに対応する。</p>	<p>(3) 農薬に関する情報提供等 消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、以下の具体的な措置を講ずる。</p>	<p>(3) 農薬に関する情報の提供等 消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、農薬に対する国民の理解を深めるため、平成17年度は以下のような措置を講じ農薬に関する情報を積極的に提供する。</p>	<p>◇農薬に関する情報の提供等 指標＝細項目の評価点数の合計</p> <p>(各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。)</p> <p>A：2点、B：1点、C：0点</p> <p>A：満点×9／10 ≤ 合計点 B：満点×5／10 ≤ 合計点 < 満点×9／10 C：合計点 < 満点×5／10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数×2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p> <p>(※)ただし、A評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>細項目の総数：2 評価Aの細項目数：2×2点＝4点 評価Bの細項目数：0×1点＝0点 評価Cの細項目数：0×0点＝0点 合計 4点 (4点満点×9／10 ≤ 合計4点)</p>	<p>A</p>
	<p>ア ホームページに、農薬の登録及び失効に関する情報のほか、使用方法、安全性等に関する情報を追加し、掲載内容の充実を図ることにより、農薬に関する情報を積極的に提供する。</p>	<p>ア 農薬検査所のホームページに掲載している農薬の登録及び失効に関する情報以外に、使用方法等、新たにホームページに追加掲載する情報について検討を行う。</p>	<p>□ホームページに追加掲載する情報の検討</p> <p>A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりに実施できなかった</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的な目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>ア 平成16年10月に導入した農薬登録情報検索システムにおいて、利用者等の意見を踏まえ、再登録を間近に控えた農薬について、登録を更新するか、失効するかが事前に分かるよう、該当する農薬について「更新予定」又は「失効予定」と表示させるとともに、病害虫雑草名称の検索画面を「害虫」、「病害」及び「雑草等」に区分し、利用者が検索しや</p>	<p>A</p>

				すいようにシステムの改善を図った。	
	イ 消費者、生産者等からの問い合わせに適切に対応する。	イ 必要に応じて、アに対応するため、農薬検査所が保有する農薬に関するデータベースの追加及び情報提供に対応したシステムの管理及び改善を行う。	<p>ロデータベースの追加及びシステム構築の検討 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりに実施できなかった</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>イ その他農薬に関する情報として、平成17年3月16日に改正された「農薬の登録申請に係る試験成績について」(平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局通知)の環境中予測濃度算定に関する試験に係る改正部分及び「農薬の登録申請書等に添付する資料等について」(平成14年1月10日付け13生産第3987号農林水産省生産局長通知)を英訳しホームページに掲載した。</p> <p>また、農薬検査所ホームページ全体を、より見やすく、使いやすいサイトにし、ホームページ利用者の農薬及び農薬検査所に対する理解をより深めることを目的とした改善を検討し、農薬登録申請者及び国内管理人に対するアンケート調査を行うとともに、サイト内検索追加等の機能強化、JIS X 834 1-3に対応したアクセシビリティの確保等の改善を行った。その結果、ホームページへのアクセス件数はリニューアル前と比較して1ヶ月後に1.7倍、2ヶ月後に2.1倍に増加した。</p> <p>更に、ホームページの改善と合わせて平成18年3月よりホームページに設けたご意見・お問い合わせページに寄せられた14件について適切に回答した。</p> <p>ウ 消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、農薬に対する国民の理解を深めるため、平成17年8月に施設の一般公開を行い、その概要をホームページに掲載した。</p>	A
(4) 情報収集等 農薬の品質の適正化及び安全性の確保を図るとともに、農薬の検査を適切に行うため、コーデックス食品規格	(4) 情報収集等 農薬の品質の適正化及び安全性の確保を図るとともに、農薬の検査を適切に行うため、以下のとおり、コーデ	(4) 情報収集等 農薬の品質の適正化及び安全性の確保を図るとともに、農薬の検査を適切に行うため、以下のとおり、コーデ	<p>◇情報収集等 指標＝細項目の評価点数の合計</p> <p>(各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。) A：2点、B：1点、C：0点</p>		

<p>委員会 (Codex Alimentarius Commission) や OECD 加盟国で作成されている農薬の毒性及び残留性の評価概要 (モノグラフ)、国内外の主要農薬ごとの文献情報等を積極的に入手し、これらの情報の分類・整理を行う。</p>	<p>ックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) や OECD 加盟国で作成されている農薬の毒性及び残留性の評価概要 (モノグラフ)、国内外の主要農薬ごとの文献情報等を積極的に入手し、これらの情報の分類・整理を行う。</p> <p>ア コーデックス食品規格委員会、OECD 加盟国で作成されているモノグラフ等入手し、検査の適正化及び迅速化に反映させる。</p> <p>イ 国内外の各種会議への参加を通じて最新の情報を入手し、検査の適正化及び迅速化に反映させる。</p>	<p>ックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) や OECD 加盟国で作成されている農薬の毒性及び残留性の評価概要 (モノグラフ)、国内外の主要農薬ごとの文献情報等を積極的に入手し、これらの情報の分類・整理を行う。</p>	<p>A : 満点 × 9 / 10 ≤ 合計点 B : 満点 × 5 / 10 ≤ 合計点 < 満点 × 9 / 10 C : 合計点 < 満点 × 5 / 10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数 × 2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p> <p>(※) ただし、A 評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じ S 評価とすることができる。 また、C 評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じ D 評価とすることができる。</p>	<p>細項目の総数 : 2 評価 A の細項目数 : 2 × 2 点 = 4 点 評価 B の細項目数 : 0 × 1 点 = 0 点 評価 C の細項目数 : 0 × 0 点 = 0 点 合計 4 点 (4 点満点 × 9 / 10 ≤ 合計 4 点)</p>	<p>A</p>
			<p>□コーデックス食品規格委員会及びOECD加盟国で作成されているモノグラフ等の検査への活用 A : 計画どおり順調に実施された B : 概ね計画どおり順調に実施された C : 計画どおりに実施できなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 各種会議等への参加、またインターネット等を通じた情報収集→分野毎に分類、整理し検査等に活用。 (1) 毒性 : 8 種、(2) 環境 : 23 種、(3) 品質 : 6 種、(4) 効果及び薬害 : 29 種、(5) 残留農薬 : 5 種、(6) GLP : 2 種、(7) その他 : 18 種の計 91 種類、平成 17 年に EU で評価された 20 化合物の農薬の毒性及び残留性の評価概要、オーストラリアにおける農薬登録検査における評価方法、データ要求、評価ポイント等に関する情報</p>	<p>A</p>
			<p>□国内外の各種会議への参加を通じて最新の情報の検査への活用 A : 計画どおり順調に実施された B : 概ね計画どおり順調に実施された C : 計画どおりに実施できなかった</p>		<p>A</p>
<p>(5) 研修・指導等</p> <p>都道府県等からの要請に応じ、農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等を開催し、又は職員を講師として派遣する。</p>	<p>(5) 研修・指導等</p> <p>都道府県等からの要請に応じ、農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等を開催し、又は職員を講師として派遣する。</p>	<p>(5) 研修・指導等</p> <p>地方農政事務所、都道府県等からの要請に応じ、農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等を開催し、又は職員を講師として派遣する。</p>	<p>◇研修・指導等 指標＝都道府県等からの要請に応じ、農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等に、職員を講師として派遣したか。 A : 要請に応じて講師を派遣した B : 概ね要請に応じて講師を派遣したが、一部応じられなかった C : ほとんど要請に応じられなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p> <p>(※) ただし、A 評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じ S 評価とすることができる。</p>	<p>【事業報告書の記述】 講師派遣 : 14 件 (全講師派遣依頼に対応) (東京都ほか 2 府県、(社) 日本植物防疫協会ほか 1 団体、横浜植物防疫所、農林水産省消費・安全局、農林水産研修所等からの要請)</p> <p>検査所内講義 : 9 件 (全研修依頼に対応) (韓国、中国、各種農業者団体等から農薬登録検査に関する研修依頼)</p>	<p>A</p>

			また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。		
<p>(6) 国際調和への対応 中期目標の期間中において、</p> <p>ア 新たなOECDのテストガイドライン等の策定</p> <p>イ 外国・地域との間におけるGLP制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めの増加が予想されることから、これらに対して技術的に貢献するため、必要に応じ、国際会議等に職員を派遣する。</p>	<p>(6) 国際調和への対応 新たなOECDのテストガイドライン等の策定並びに外国・地域との間におけるGLP制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めの増加が予想されることから、これらに対して技術的に貢献するため、必要に応じ、国との連携・協力の下、以下の取組を行う。</p> <p>ア OECD環境政策委員会農業作業部会等の作業に参加し、農業登録制度に係る国際的調和を推進する。</p> <p>イ コーデックス残留農薬部会(Codex Committee on Pesticide Residues)の作業に参加し、国際的農薬残留に係る基準の設定に貢献する。</p> <p>ウ 日・EU等のGLPに係る相互承認協定の履行に貢献する。</p>	<p>(6) 国際調和への対応 平成17年度にはOECD農業作業部会及びGLP作業部会等の開催が予定されているので、国との連携・協力の下、これらの会議に職員を出席させ、農薬の検査に関する国際調和を図る。</p>	<p>◇国際調和への対応 指標＝国からの要請を受けて、以下の事項について対応したか</p> <p>①OECD環境政策委員会農業作業部会等の作業への参加 ②コーデックス残留農薬部会の作業への参加 ③日・EU等のGLPに係る相互承認協定の履行への貢献</p> <p>A：すべての要請に対応した B：概ね要請に対応したが、一部対応できなかった C：ほとんど要請に対応できなかった</p> <p>(国からの要請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p>(※) ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>①OECD農業作業部会等4件の国際会議に職員を派遣した。</p> <p>②コーデックス残留農薬部会会合1件及びFAO/WHO合同残留農薬専門家会議等2件に職員を派遣した。</p> <p>③日・EU相互承認協定(GLP分野)に基づき、当所が査察した農薬GLP試験施設のリストを国に報告した。</p>	A
<p>(7) 海外技術支援 発展途上国等からの要請に応じ、国等との連携の下、農業に関する専門技術的な面での支援を行う。</p>	<p>(7) 海外技術支援 発展途上国等からの要請に応じ、国等との連携の下、農業に関する専門技術的な面での支援を行う。</p> <p>ア フィリピン農業残留プロジェクト等、JICAのプロジェクトに職員を派遣し、</p>	<p>(7) 海外技術支援 発展途上国等からの要請に応じ、海外からの研修生の受け入れ等農業に関する専門技術的な面での支援を行う。</p>	<p>◇海外技術支援 指標＝発展途上国からの要請を受けて、以下の事項について対応したか</p> <p>①JICAのプロジェクトへの職員の派遣 ②海外からの研修生の受け入れ</p> <p>A：すべての要請に対応した B：概ね要請に対応したが、一部対応できなかった C：ほとんど要請に対応できなかった</p> <p>(発展途上国からの要請がなかった場合は、本項目)</p>	<p>【事業報告書の記述】 ①平成17年度においては、該当なし ②カンボジア国より研修生を受け入れ、農業に係る諸制度、登録・検査の仕組み等について研修を実施した。</p>	A

	<p>途上国の農業検査技術の向上を支援する。</p> <p>イ 海外からの研修生を積極的に受け入れ、途上国の農業検査技術の向上を支援する。</p>		<p>の評価は行わない</p> <p>(※) ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>		
<p>(8) アンケート調査の実施</p> <p>検査所が行う農業の登録及び適用病害虫等の変更の登録に係る農業の検査等の業務について、申請者及び国内管理人に対しアンケート調査を行い、その結果を分析するとともに、当該業務の質の向上を図る。</p>	<p>(8) アンケート調査の実施</p> <p>検査所が行う農業の登録及び適用病害虫等の変更の登録に係る農業の検査等の業務について、申請者及び国内管理人に対し定期的なアンケート調査を行い、その結果を分析するとともに、当該業務の質の向上を図る。</p>	<p>(8) アンケート調査の実施</p> <p>中期目標期間中には、検査所が行う業務について、その業務の質を向上するために申請者に対してアンケート調査を行うこととしているが、平成17年度にも引き続き当該アンケート調査を実施する。</p>	<p>◇申請者及び国内管理人に対するアンケート調査による登録検査業務の質の向上</p> <p>A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおり実施できなかった</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p> <p>(※) ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>行政サービスの改善に係るアンケート調査の実施について、申請者及び国内管理人(総計184者)に対し、郵送によるアンケート調査を行った。</p> <p>アンケートの総回収数は76件で回収率は43%であった。複数あった要望(指摘)については、改善措置を検討し、必要な内容について対応、業務の改善を図った。また、アンケート結果及び改善措置について、申請者及び国内管理人あて送付した。</p>	A
<p>(9) 情報の保全・管理</p> <p>個々の農業の毒性試験等のデータ等は、それらを作成した申請者に帰属するものであることから、当該データ等の保管場所への第三者による不正侵入の防止等を図るなど、これらの情報を適正に保全・管理する。</p>	<p>(9) 情報の保全・管理</p> <p>個々の農業の毒性試験等のデータ等は、それらを作成した申請者に帰属するものであることから、当該データ等を適正に保全・管理するため、以下の取組を行う。</p>	<p>(9) 情報の保全・管理</p> <p>個々の農業の毒性試験等のデータ等は、それらを作成した申請者に帰属するものであることから、十分な保全・管理を行い、第三者による不正侵入防止措置を講じてきたところであるが、平成17年度もこの措置を講じるとともに、試験成績の毀損及び劣化の防止等のため、前年と同程度の件数の試験成績について磁気媒体(光ディスク)に転写し、保管する。</p>	<p>◇情報の保全・管理</p> <p>指標＝細項目の評価点数の合計</p> <p>(各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。)</p> <p>A：2点、B：1点、C：0点</p> <p>A：満点×9/10 ≤ 合計点 B：満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×9/10 C：合計点 < 満点×5/10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数×2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p> <p>(※) ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>細項目の総数：2 評価Aの細項目数：2×2点=4点 評価Bの細項目数：0×1点=0点 評価Cの細項目数：0×0点=0点 合計：4点 (4点満点×9/10 ≤ 合計4点)</p>	A
	<p>ア 当該データ等の保管場所への第三者による不正侵入の防止</p>		<p>◇データ等の一括管理体制の確立</p> <p>A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおり実施できなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>今年度においても、個々の農業の毒性試験等のデータ等には不正侵入防止措置を講じてきたところである。</p>	A

	<p>措置を講じるため、データ等の一括管理体制を確立する。</p>		<p>(各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>		
	<p>イ データの毀損を防止するため、磁気媒体への転写を推進する。</p>		<p>□データの磁気媒体への転写の推進 A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりに実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p>	<p>【事業報告書の記述】 個々の農薬の毒性試験等のデータ等には不正侵入防止措置を講じてきたところである。また、農薬の毒性試験成績については環境省との共同により、その破損及び劣化防止のため磁気媒体（光ディスク）に転写し保管している。今年度においても、6件（1化合物）の毒性試験成績を磁気媒体に転写し、保管した。</p>	<p>A</p>
		<p>(10) 国の施策に対する技術的協力</p> <p>国が行う農薬の安全性に係る基準の設定等について、技術的な観点から協力を行う。</p>		<p>【事業報告書の記述】 国が行う農薬の安全性に係る基準の設定等について、技術的な観点から以下の協力を行った。</p> <p>1) 農薬取締法改正に係る技術的支援</p> <p>農薬取締法改正に伴う国の事務について技術的な支援を行った。 ①農薬使用基準の特別措置に係る試験計画書の審査(234件) ②農薬使用基準の特別措置に係る試験成績の審査(281件)</p> <hr/> <p>2) 残留農薬基準のポジティブリスト制導入に係る技術的支援</p> <p>残留農薬基準のポジティブリスト制導入に際し、既登録農薬の登録の維持等に必要な内容となっているか等以下の内容(1,131件)について調査を行った。 ①暫定基準の最終案への意見の反映状況の確認 ②既登録作物・経過措置承認作物の登録の維持等に必要な基準の採用の確認 ③必要に応じ作物残留性試験成績に基づく残留量と基準値案の適合性への確認 ④登録取得者との連絡・調整 ⑤報告書の作成（必要に応じ作物残留性試験成績の整理・添付）</p> <hr/> <p>3) IARC発がん性物質リストに係る登録農薬成分の調査</p> <p>国際がん研究機関（International Agency for Research on Cancer：IARC）が作成した発ガン性リスク別化合物等のリス</p>	

トのうち、グループ1（発がん性がある）、グループ2A（おそらく発がん性がある）及びグループ2B（発がん性があるかもしれない）に掲載されているもの全て（376件）について、我が国の登録農薬の有効成分、補助成分に使用されているか否かの精査を行った。結果については国に報告した。

4) 農薬類似品の分析

マメ科の薬用植物であるクララの抽出物が主成分とみられるクララ剤（0.3%苦参水剤）について同剤の適用作物及び適用害虫から分析対象農薬を推定、ネオニコチノイド系農薬・合成ピレスロイド系農薬・有機リン系農薬の3つを選定し、農薬成分及び含有量の分析を行った。

5) マイナー作物対策に対する技術的支援

緊急登録された登録内容のうち、登録を継続させるものと削除するものとに区分するため、薬効・薬害試験成績の代替資料として都道府県より提出された使用実態調査（延べ2,420件）の精査を行った。

6) 作物中に残留するクロピラリドの分析

除草剤として海外で使用されているクロピラリド等が残留した輸入粗飼料が牛に供給され、その牛ふん尿を使用したたい肥においてもクロピラリド等が残留することにより、農作物に生育障害が発生したとの報告があった。

輸入粗飼料中のクロピラリド等の残留濃度と、その粗飼料を給与した牛由来のたい肥中のクロピラリド等の濃度、これを施用した土壌で栽培された農作物の生育障害及び農作物中の残留の相関関係が不明であり、それを解明するため、クロピラリドを含む土壌で栽培された作物中のクロピラリドの残留量を測定するよう国から要請があり、作物中（きゅうり、はつか大根、小松菜）のクロピラリドの残留及びその量の確認を目的とする分析を行った。

7) 農薬再評価・マイナー使用について各国の対応状況の調査

アメリカ合衆国、オーストラリア連邦、英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国の農薬登録制度、評価制度、マイナー使用等に係る情報を収集し国に報告した。

8) 植物保護剤中のアバメクチンの分析

				<p>植物保護剤4種類、4検体について、アバメクチン及びその含有量についてLC/MS及びHPLCを用いて分析し、結果を国へ報告した。</p>	
<p>3 農薬取締法等の規定による集取、立入検査等</p> <p>(1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第13条の2の規定による農薬又はその原料(以下「農薬等」という。)の集取及び立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に基づき適切に実施する。</p> <p>また、農薬等の集取又は立入検査を実施した場合には、その結果を立入検査等実施後、原則として1か月以内に農林水産大臣に報告を行う。ただし、集取農薬等の検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p>3 農薬取締法等の規定による集取、立入検査等</p> <p>(1) 法第13条の2の規定による農薬又はその原料(以下「農薬等」という。)の集取及び立入検査の迅速化を図るため次の措置を講じ、集取又は立入検査実施後、検査の結果について1か月以内に農林水産大臣に報告を行う。ただし、集取農薬等の検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p>3 農薬取締法等の規定による集取及び立入検査等</p> <p>(1) 法第13条の2に規定する農薬又はその原料(以下「農薬等」という。)の集取及び立入検査の迅速化を図るため次の措置を講じ、集取又は立入検査実施後、検査の結果について1か月以内に農林水産大臣に報告を行う。ただし、集取農薬等の検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p>○農薬取締法の規定による集取及び立入検査 指標＝小項目の評価点数の合計</p> <p>(各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。)</p> <p>A又はS：2点、B：1点、C又はD：0点</p> <p>A：満点×9/10 ≤ 合計点 B：満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×9/10 C：合計点 < 満点×5/10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数*※×2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p> <p>(※)ただし、A評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>*注：国等の要請に応じて行うもの及び国からの指示に基づいて行う業務については、要請等がなかった場合、評価対象から除外する。</p>	<p>小項目の総数：2 評価Aの小項目数：2×2点＝4点 評価Bの小項目数：0×1点＝0点 評価Cの小項目数：0×0点＝0点 合計 4点 (4点満点×9/10 ≤ 合計4点)</p>	A
			<p>◇集取又は立入検査実施後、検査結果について1か月以内に農林水産大臣に報告を行った件数の割合</p> <p>A：90%以上 B：50%以上90%未満 C：50%未満</p> <p>集取農薬の検査に時間を要する場合には、集取農薬の検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告することになっている旨に留意する。</p> <p>(※)ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>【事業報告書の記述】 農薬の適正な製造、販売及び使用を確保するため、製造者、販売者等に対する立入検査を実施した。また、無登録農薬の製造、販売の事実確認のため国及び都道府県と連携して緊急に製造者等に対する立入検査、農薬の集取及び集取農薬の分析を行った。</p> <p>①販売者、製造者等に対する立入検査等 立入検査：26都道府県下、91製造場 立入検査処理期間：最長21日 (集取農薬検査除く) (100%目標達成)</p> <p>目標検査期間：1ヶ月 (100%目標達成)</p>	A

			②集取農薬等の検査結果 集取農薬の検査：48点（容器または包装及びその表示事項等については報告済み）	
		<p>◇立入検査業務の迅速化のための措置 指標＝細項目の評価点数の合計</p> <p>〔各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。〕 A：2点、B：1点、C：0点</p> <p>A：満点×9／10 ≤ 合計点 B：満点×5／10 ≤ 合計点 < 満点×9／10 C：合計点 < 満点×5／10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数*^注×2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p> <p>(※)ただし、A評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>*注：当該項目において、当該業務が発生しない場合、評価対象から除外する。</p>		A
ア 立入検査 立入検査マニュアルを作成し、立入検査業務の適正化・迅速化を図る。	ア 立入検査 立入検査業務の適正化・迅速化を図るため作成した立入検査マニュアルについて必要に応じて見直しを行う。	<p>□立入検査マニュアルの見直し A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった</p> <p>〔各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。〕</p>	【事業報告書の記述】 立入検査マニュアル及び集取マニュアルについて取締職員から意見を聴取し、見直しを図った。その結果を踏まえ、平成18年3月30日付けで改訂し、改訂版を取締職員に配布した。	A
イ 農薬等の集取 集取マニュアルを作成し、集取した農薬等の検査の迅速化を図る。	イ 農薬等の集取 集取した農薬の検査の迅速化を図るため作成した集取マニュアルにつ	<p>□農薬の集取マニュアルの見直し A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおりには実施できなかった</p>		A

		いて必要に応じて見直しを行う。	(各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)		
(2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。	(2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。	(2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。	◇立ち入り、質問、検査及び収去の実施 A: 計画どおり順調に実施された B: 概ね計画どおり順調に実施された C: 計画どおりには実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成割合を評価する。) (※) ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。	【事業報告書の記述】 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)第32条の規定に基づく国からの立入検査等の指示はなかった。	-
第4 財務内容の改善に関する事項 適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。	第3 予算、収支計画及び資金計画	第3 予算、収支計画及び資金計画	◎予算、収支計画及び資金計画 指標=中項目の評価点数の合計 (各中項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。) A又はS: 2点、B: 1点、C又はD: 0点 A: 満点×9/10 ≤ 合計点 B: 満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×9/10 C: 合計点 < 満点×5/10 ※「満点」とは「下位項目の数*2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。 (※) ただし、A評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。	中項目の総数 : 2 評価Aの細項目数 : 2×2点=4点 評価Bの細項目数 : 0×1点=0点 評価Cの細項目数 : 0×0点=0点 合計 4点 (4点満点×9/10 ≤ 合計4点)	A
			○経費(事業費及び一般管理費)節減に係る取り組み (支出の削減についての具体的方針及び実績等) A: 取り組みは十分であった B: 取り組みはやや不十分であった	(事業費) 人件費を除く運営費交付金で行った事業に係る経費について、平成16年度決算額	A

		<p>C：取り組みは不十分であった</p> <p>(※)ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>※本指標の評価に当たっては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費の抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。</p>	<p>305,429千円に対し、平成17年度は295,750千円であり、対前年比96.8%で、3.2%の削減率であった。</p> <p>(資金の配分) 各部門からヒアリングを実施し、機器の共同利用を推進、事業の進捗状況に応じて配分することにより、資金を柔軟かつ効率的に配分した。</p> <p>(当期損益と欠損状況について) 経常損益については、101,252千円の経常利益の発生、臨時損益については過年度の財務処理を訂正後243千円の臨時損失が発生し、101,009千円の当期純利益となった。</p> <p>(目的積立金の状況) 今年度は、剰余金の使途に沿った費用は発生しておらず、目的積立金の取崩しはなかった。</p> <p>(計画と実績の対比) 予算、収支計画及び資金計画について、予算額と決算額の比較表により計画の実施状況及び計画と実績の差異について把握した。</p> <p>財務諸表について、前期と当期の比較表により主たる増減の要因を明らかにして、経年比較を行った。</p>	
		<p>○法人運営における資金の配分状況 (人件費、事業経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等) A：効果的な資金配分は十分であった B：効果的な資金配分はやや不十分であった C：効果的な資金配分は不十分であった</p> <p>(※)ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>		A
<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1億円 (想定される理由)</p> <p>運営費交付金の受入れが遅延。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1億円 (想定される理由)</p> <p>運営費交付金の受入れが遅延。</p>	<p>◎短期借入金の有無、借入に至った理由等 (法人の短期借入金について、借入の有無、借入に至った場合の理由、使途、金額、金利、手続き、返済の状況と見込み) A：借入は行われなかった、又は借入に至った理由等は適切であった B：借入に至った理由等はやや不適切であった C：借入に至った理由等は不適切であった</p> <p>(※)ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>今年度は該当はなかった。</p>	—

		当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。		
第5 剰余金の使途 業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るため農薬検査用機器の更新。	第5 剰余金の使途 業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るため農薬検査用機器の更新。	◎剰余金による成果 (剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果) A：得られた成果は十分であった B：得られた成果はやや不十分であった C：得られた成果は不十分であった (※)ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。 中期計画に定めた剰余金の使途に充てた年度のみ評価を行う。	第5 剰余金の使途 今年度は該当はなかった。	—
第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	◎その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 指標＝中項目の評価点数の合計 (各中項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。) A又はS：2点、B：1点、C又はD：0点 A：満点×9/10 ≤ 合計点 B：満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×9/10 C：合計点 < 満点×5/10 ※「満点」とは「下位項目の数×2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。 (※)ただし、A評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。		A
1 施設及び設備に関する	1 施設及び設備に関する	○施設及び設備に関する計画	【事業報告書の記述】	
			中項目の総数：2 評価Aの細項目数：2×2点＝4点 評価Bの細項目数：0×1点＝0点 評価Cの細項目数：0×0点＝0点 合計 4点 (4点満点×9/10 ≤ 合計4点)	

<p>る計画</p> <p>業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p>	<p>る計画</p> <p>業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p>	<p>(中期計画に定められている施設及び設備についての当該事業年度における改修、整備前後の業務運営の改善の成果)</p> <p>A : 改善の成果は十分であった B : 改善の成果はやや不十分であった C : 改善の成果は不十分であった</p> <p>(※) ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>平成16年に契約した第2検査棟の改修を行った他、年度計画に基づく水産動植物毒性検査棟井戸水給水管改修及び貯水タンクの撤去を実施した。</p>	<p>A</p>
<p>2 職員の人事に関する計画</p>	<p>2 職員の人事に関する計画</p>	<p>○職員の人事に関する計画 指標＝小項目の評価点数の合計</p> <p>(各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。)</p> <p>A又はS : 2点、B : 1点、C又はD : 0点</p> <p>A : 満点×9/10 ≤ 合計点 B : 満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×9/10 C : 合計点 < 満点×5/10</p> <p>※「満点」とは「下位項目の数×2点」とし、「合計点」とは「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p> <p>(※) ただし、A評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、下位の評価項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>小項目の総数 : 3 評価Aの小項目数 : 3×2点=6点 評価Bの小項目数 : 0×1点=0点 評価Cの小項目数 : 0×0点=0点 合計 : 6点 (6点満点×9/10 ≤ 合計6点)</p>	<p>A</p>
<p>(1) 方針 ア 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進めるとともに、農業の試験項目の増大、GLP適合確認、調査研究の拡充及び情報公開法の施行に的確に対応するため、必要な人員を確保する。</p>	<p>(1) 方針 ア 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進めるとともに、農業の試験項目の増大、GLP適合確認、調査研究の拡充及び情報公開法の施行に的確に対応するため、必要な人員を確保する。</p>	<p>◇職員の人事に関する方針 指標＝人員の適正配置、必要な人員の確保</p> <p>A : 計画どおり順調に実施された B : 概ね計画どおり順調に実施された C : 計画どおり実施できなかった</p> <p>(※) ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>農業検査の適正な実施のため、必要な職員の確保に努めた。</p>	<p>A</p>

<p>イ 生態影響、環境基準等に係る農薬登録検査及び農薬に関する情報の提供等への対応を強化するため、必要な人員を確保する。</p>	<p>イ 生態影響及び環境基準を十分考慮した農薬登録検査、流通農薬検査及び農薬に関する情報の提供等への対応を強化するため、必要な人員を確保する。</p>	<p>また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>		
<p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数を期初の109%程度((1)のイに係る増員分を除外した場合には、98%)とする。</p> <p>(参考) 期初常勤職員 66人 期末常勤職員の見込み 72人 (うち(1)のイによる平成15年度の増員は、7人) 人件費総額見込み 2,613百万円</p>	<p>(2) 人員に関する指標 年度末の常勤職員数を年度当初の100%とする。</p> <p>(参考) 年度当初常勤職員 72人 年度末常勤職員の見込み 72人 人件費総額見込み 570百万円</p>	<p>◇人員に関する指標 指標＝年度末の常勤職員数</p> <p>A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおり実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p> <p>(※)ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>平成17年度始期には72名となった(期初対比109%)。期末の常勤職員数は70人(期初対比106%)であるが、これは平成18年3月31日付け人事(農林水産省への出向、退職)が発生したことによるもので、直近の4月人事で即時補充された。なお、(1)のイに係る増員分を除いた場合には期初対比98%である。</p>	A
<p>(3) その他、人材の確保、人材の養成などについての計画 人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加、国の機関等との人事交流により、職員の資質向上を図る。</p>	<p>(3) その他、人材の確保、人材の養成などについての計画 人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加、国の機関等との人事交流により、職員の資質向上を図る。</p>	<p>◇その他人材の確保、人材の養成 指標＝職員の任用、研修への職員の参加、国の機関等との人事交流の実施状況</p> <p>A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおり実施できなかった</p> <p>(※)ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。 また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>【事業報告書の記述】 人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、新たに3名採用した。 4コースの研修(平成17年度採用者研修、行政研修等)に職員を延べ6人参加させた。</p>	A

評価に当たっての考え方	評価結果及びその要因等														
<p>上記各項目ごとの評価を踏まえつつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該評価を行うに至った経緯や特殊事情 ・中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業務 その他の特筆すべき事項等も総合的に勘案して、評価を行うものとする。 <p>なお、必要がある場合には、業務の適正化を図るために講ずべき措置等も併せて記載するものとする。</p> <p>A：計画どおり業務を実施した B：おおむね計画どおり業務を実施した C：計画どおり業務を実施できなかった</p> <p>(※)ただし、A評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>【各項目毎の評価】</p> <table border="1" data-bbox="920 347 1597 608"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務運営の効率化</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>サービスの向上</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>予算</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>短期借入金</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>剰余金</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>その他の業務運営</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table> <p>【特殊要因】</p> <p>農薬の有効成分ごとの総使用回数の明確化の他、マイナー作物対策など、緊急性、社会的要請が高い業務に対応しなければならなかった。</p> <p>その他、下記3件の外計8件の業務について、中期目標には定められていないものの、国からの要請に応じ的確に対応したことを評価に勘案した。</p> <p>(1) 農薬取締法改正に係る技術的支援として、国からの要請に応じ、農薬取締法改正に伴う事務について技術的支援を行った。(①農薬使用基準の特別措置に係る試験計画書の審査(234件)②農薬使用基準の特別措置に係る試験成績の審査(281件))</p> <p>(2) 残留農薬基準のポジティブリスト制導入に際し、既登録農薬の登録の維持等に必要な内容となっているか等の内容(延べ1,131件)について調査を行った。</p> <p>(3) マイナー作物対策に対する技術的支援として、緊急登録された登録内容のうち登録を継続させるものと削除するものとに区分するため、薬効・薬害試験成績の代替資料として都道府県より提出された使用実態調査(延べ2,420件)の精査を行った。</p> <p>【評価結果】</p> <p>法人からの自己評価をもとに、中期計画の各項目について評価基準に基づき評価を行った結果、一部目標を達成できなかったものの(注)、総じて高い評価であること、農薬の有効成分ごとの総使用回数の明確化の他、マイナー作物対策など緊急性、社会的要請が高い業務に十分対応したことを勘案し、独立行政法人農薬検査所の平成17年度業務実績等に関する総合評価としてはAと評価した。</p> <p>(注)「検査業務の効率化」の項における検査期間計測方法は、農薬のリスク分析体制の強化に伴い、残留農薬基準値が決定しないと検査が完了しないこととなったことから、必ずしも農薬検査所のパフォーマンスを的確に示さない場合があり、評価にあたってはこのような点について配慮する必要があることが判明した。この点につき食品安全委員会における暫定基準見直しの動向も踏まえ、さらに検討する必要がある。</p>	大項目	評価	業務運営の効率化	A	サービスの向上	A	予算	A	短期借入金	－	剰余金	－	その他の業務運営	A
大項目	評価														
業務運営の効率化	A														
サービスの向上	A														
予算	A														
短期借入金	－														
剰余金	－														
その他の業務運営	A														